苅谷　勝信
羽地　力
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上一月十日）
坂出　治節
堀　健二
虫本　数市
従三位に叙する
小高　文直
従四位に叙する
西村　数馬
正五位に叙する
高瀬　恒一
正六位に叙する（各通）
石川　欣一
永田　昌巳
根本　忠夫
藤原　東峰
従六位に叙する（各通）
万代　義夫
中武　明美
正七位に叙する
清水　昭一
従七位に叙する（以上一月十一日）
黒沼　良作
花井　志夫
正六位に叙する（各通）
北澤　公法
本木　和男
正七位に叙する（各通）（以上一月十二日）
黒葛原健治
正五位に叙する
池田　典男
柳田九洲男
従五位に叙する（各通）
花咲　幹生
正六位に叙する
上原　敏政
永津　五郎
従六位に叙する（各通）
小野　正夫
横田　晃男
正七位に叙する（各通）（以上一月十三日）

○叙勲

岡村　和子
田部　實
旭日単光章を授ける（各通）（一月七日）
新井　昇
櫻井　怜
清水　新一
高星　廣喜
竹原　健
旭日単光章を授ける（各通）（一月八日）
細川　彰
旭日双光章を授ける
渡邊　正美
旭日単光章を授ける（以上一月九日）
串崎　正人
藤庭弥重郎
兼高　昭一
長谷龍太郎
脇田　耕一
渡邉惣一郎
旭日単光章を授ける（各通）（一月十日）
山崎　純一
瑞宝小綬章を授ける
桂田　信明
高橋　亮一
田口　四郎
増井　克利
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　弘
（青森県弘前地区消防事務組合消防司令）
木村　幸正
冨手　健藏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月七日）
小野　裕幸
（香川県職員）
松田　和薫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
昆　保美
姉崎　朝治
大川　鑠
佐藤　巖
澤村　秀一
東海林新吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
雲越　寛
大須賀治郎
（北海道警部）
野田　正博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月八日）
福島　一治
齊藤　孝
福永　彰浩
（東京大学名誉教授）
村上　悟
瑞宝小綬章を授ける（各通）
高森　淳
菊地　四郎
篠原　亨三
中村　忠男
玉城　範夫
土松　憲次
藤正　昌之
若林　秀雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
日比野則雄
荒谷　文弘
久保田幸一
前田　裕志
（東大阪市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月九日）
戸川　敦
（筑波大学名誉教授）
宮下　庸一
瑞宝中綬章を授ける（各通）
石川　元春
山本　邦夫
（大阪大学名誉教授）
瀬長　秀雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
村上　武久
大野　照夫
苅谷　勝信
山野　昭春
田口　淳
堀　健二
矢部　精志
山崎袈裟惠
吉岡　正治
瑞宝双光章を授ける（各通）
坂出　治節
白井　昶
鈴木　幸雄
羽地　力
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十日）
大石　茂雄
清水　昭一
中武　明美
根本　忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
中本　博己
瑞宝単光章を授ける（以上一月十一日）
北澤　公法
黒沼　良作
瑞宝双光章を授ける（各通）
駒澤　俊信
本木　和男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十二日）
池田　典男
永津　五郎
花咲　幹生
瑞宝双光章を授ける（各通）
田能　久弘
仁木　睦晴
横田　晃男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、ブータン国国王王妃両陛下の王子御誕生につき、二月十二日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月十六日リトアニア国の国祭日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年2月17日

北海道開発局長　本田　幸一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	12号	札幌市中央区北1条東3丁目2番6から同市中央区北1条東6丁目10番33までの上り線

一般国道　12号　札幌市中央区北1条東13丁目1番85から同市中央区北1条東14丁目1番11までの下り線

一般国道　36号　札幌市豊平区豊平4条12丁目14番2から同市豊平区美園3条1丁目18番までの下り線

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第1号

北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第5号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第6号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第2号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

平成28年2月17日

北海道運輸局長　川勝　敏弘

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

1．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金について、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「242,500円」を「244,300円」に、ただし書の職員「226,050円」を「227,850円」に、部員「183,200円」を「185,000円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「174,050円」を「175,850円」にそれぞれ改正することが適当である。